

『薬剤服用歴の取扱い等について』

平成27年2月、複数の薬局チェーンにおいて薬剤服用歴が未記載となっている事例が報道されたことを受け、厚生労働省は全国の薬局の実態を把握する必要があると判断し、関係団体（日本薬剤師会、日本保険薬局協会及び日本チェーンドラッグストア協会）に対し、各団体に加盟する保険薬局に対して薬剤服用歴の記載状況に係る自主点検を行うよう協力を要請しました。

関係団体による自主点検の報告を受け、とりまとめた結果、一部の保険薬局において薬剤服用歴が未記載となっていることが判明しました。

薬剤服用歴管理指導料の算定について、不適切な取扱いがあったことから、各保険薬局においては、改めて算定要件を再確認いただくなど、適切な取扱いに努めていただくようお願いします。

なお、関係団体による自主点検結果「薬剤服用歴の記載状況について」については、厚生労働省ホームページをご確認ください（中央社会保険医療協議会総会（第299回））。

【薬剤服用歴管理指導料の算定要件】

当該指導料は、服薬状況や服薬期間中の体調の変化、残薬状況及び後発医薬品の使用に関する患者の意向については、処方せんの受付後、薬を取りそろえる前に患者や家族等に確認することとし、次のことを全て行った場合に算定できること。

- ① 患者ごとの薬剤服用歴に基づいた服薬指導と対話により収集した情報の要点記載
- ② 「お薬手帳」の記載 ※手帳を交付しない場合やシールのみを交付した場合は減点
- ③ 薬剤情報提供文書による後発医薬品に関する情報の患者への提供
- ④ 残薬の状況を薬歴や患者等から確認し、相当数あると判断したときは処方医に連絡

自主点検を行っていない保険薬局の開設者様へのお願い

上記団体に加盟する保険薬局では、薬剤服用歴の記載状況に関する自主点検を実施いただいたところですが、自主点検が未実施の保険薬局においては、薬剤服用歴の記載状況についての点検（点検の対象期間は平成26年1月から同年12月までの1年間）をお願いします。

点検の結果、薬剤服用歴管理指導料を算定したもののうち、薬剤服用歴が未記載（当月を超えて薬剤服用歴を記載したものを含む）であったものについては、自主的に保険者等へ返還いただくようお願いします。

返還方法等については、下記の厚生局事務所までお問い合わせください。

平成27年9月24日

各保険薬局開設者様

厚生労働省東北厚生局〇〇事務所

■問い合わせ先

〒〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇市〇〇町〇〇 〇—〇—〇

厚生労働省〇〇厚生局〇〇事務所 指導課

電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

東北各県事務所を表示
(宮城県は指導監査課)